令和5年9月8日

1 作成者

住所 (フリガナ): 〒049-1103 北海道上磯郡知内町字重内66-102

(ホッカイドウカミイソグンシリウチチョウアザオモナイ66-102)

名称 (フリガナ): 知内町ニラ生産組合

(シリウチチョウニラセイサンクミアイ)

代表者(又は管理人)の氏名及び役職:組合長 玉森 聡

ウェブサイトのアドレス:

2 農林水産物の区分

区分名:第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等:野菜類

3 農林水産物の名称

名称(フリガナ):しりうちにら北の華(シリウチニラキタノハナ)、

Shiriuchi Nira Kitanohana

4 明細書の変更

知内町ニラ生産組合(以下「組合」という。)は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(以下「法」という。)第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

(1) 構成員への周知・指導等

組合は、構成員たる生産業者(以下「生産業者」という。)に対し、「しりうちにら北の華」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「しりうちにら北の華」の生産地及び生産の方法について「栽培履歴」等に記録し、組合へ提出する。

また、生産業者は、組合が定めた「出荷基準」に基づいて選別及び調整等を行い、組合が指定した集出荷施設に出荷する。

イ 組合の手順

組合は、生産業者が集出荷施設に出荷した「にら」を、「出荷基準」に基づいて検品し、その記録を保存する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

組合は、上記(1)のア及びイの手順について、年 1 回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

組合は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、組合は当該生産業者の生産

した「にら」について、地理的表示である「しりうちにら北の華」の名称の使用を禁止する。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

組合は、上記5(1)の周知の際に、地理的表示である「しりうちにら北の華」及び GIマーク(以下「地理的表示等」という。)の使用に係る以下の内容についても周知す る。

- (1)明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「にら」にのみ、 地理的表示等が使用可能であること。
- (2) GI マークを使用する場合は、地理的表示である「しりうちにら北の華」と併せて 使用すること。
- (3) GI マークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

組合は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、組合は当該生産業者の生産 した「にら」について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

組合は、上記6及び8に関して、「しりうちにら北の華」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

組合は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1)上記5における「しりうちにら北の華」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合

ア その事実を裏付ける資料

イ その事実が判明するに至った経緯及び組合が行った指導等に係る資料

11 連絡先

